

平成30年度 第1回

地域包括支援に関する会議

資料 7

3 報告

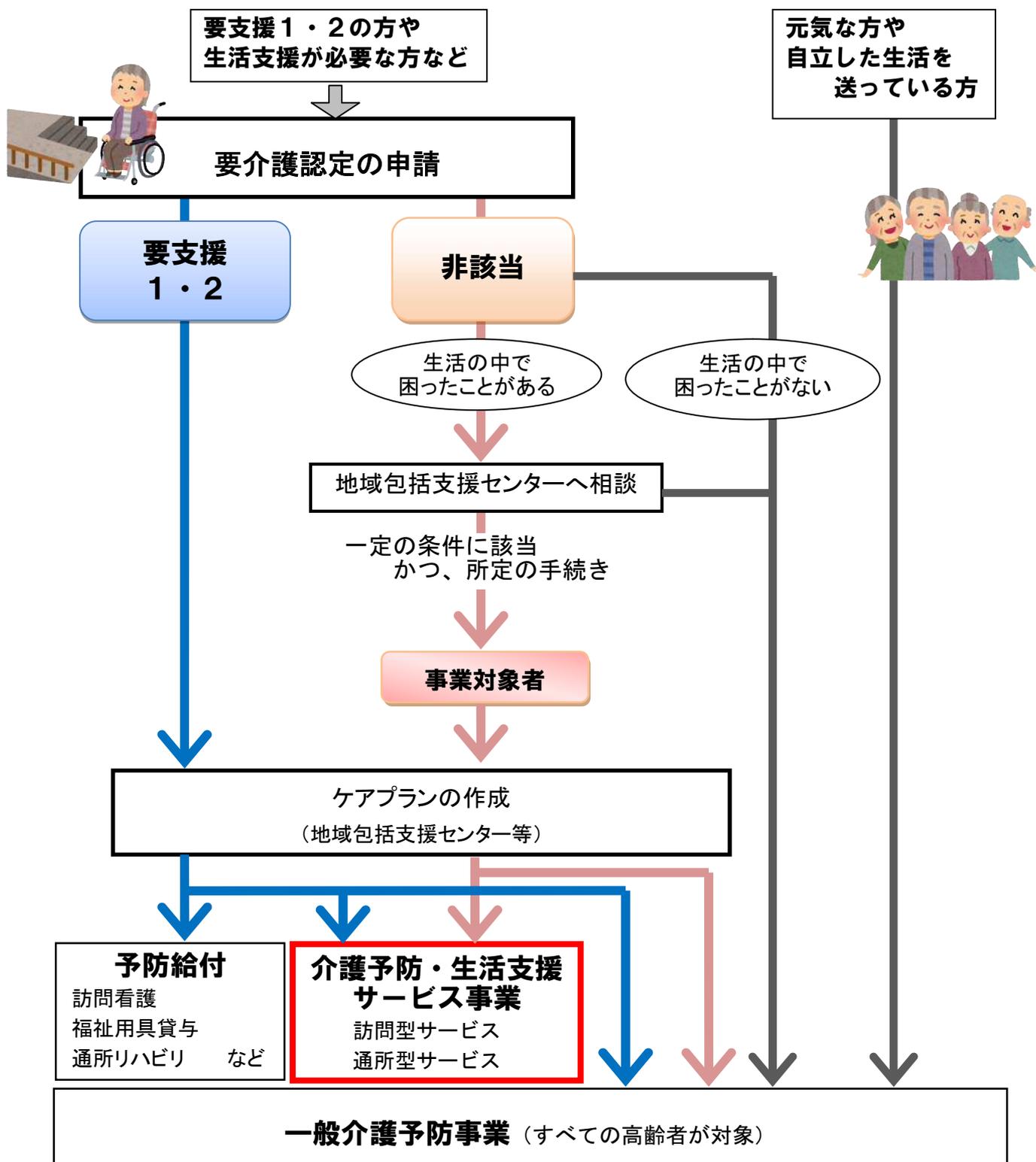
(2) 訪問型サービス及び通所型サービスの利用の流れについて

(更新の場合)

サービス利用の流れ

介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたっては、まず要支援認定を受ける。
(新規だけでなく、更新の場合も同様。)

要支援認定非該当の方でも、サービス利用が必要な場合、ご本人の状態によってはサービス利用が可能になることがある。〈地域包括支援センターへ相談〉



※予防給付（訪問看護や福祉用具貸与や通所リハビリなど）は、認定申請後、要支援1・要支援2に該当した人が対象。